

監事監査規程

2021年3月16日 制定

2022年11月30日 改定

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は法令および定款で定めるもののほか、本規程による。

(監事の基本的姿勢)

第2条

監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、法人法の理念に則り、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本会の目的、事業が適切に遂行できるよう努めなければならない。

(理事の職務執行の監査)

第3条

監事は、理事の職務の執行を監査しなければならない。

(業務、財産の監査)

第4条

監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事および関係部門に対して事業の報告を求め、または本会の業務並びに財産および会計の状況を監査することができる。

2 前項の監査は、監事間の協議により行う。

(理事等の協力)

第5条

監事が、前条第1項の職務を遂行する場合は、理事または関係部門の責任者はこれに協力しなければならない。

(会計士との連携)

第6条

監事は、計算書類の記載方法等の会計業務に関して必要があるときは、本会が委任した会計士の意見を求めることができる。

(事業報告および決算等の監査)

第7条

監事は、第3条および第4条の監査のほか、各事業年度に係る事業報告および決算について監査を行う。

(監査方法)

第8条

監事は、監査事項について、調査・閲覧・報告の聴取等により監査を行う。

(理事会等への出席)

第9条

監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事が前項の会議に出席できなかったときには、会長からその審議事項等について速やかに報告を受けることができる。

(理事会に対する報告義務等)

第10条

監事は、理事の職務執行を監査した結果、次の各号に該当する事実があると認めるときは、速やかにその旨を文書で理事会に報告しなければならない。

- (1) 不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあるとき
- (2) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき
- (3) 著しく不当な事実があるとき

2 監事は、前項の事実について理事会が是正等の措置を講じているかの報告を、会長から受けることができる。

(理事会の招集請求)

第11条

監事は、前条第1項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。

(差止請求)

第12条

監事は、次の各号に該当する行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあると認めるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

- (1) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をしたとき
- (2) 理事が前号の行為をするおそれがあるとき

(総会に対する報告義務)

第 13 条

監事は、総会に提出される議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項または著しく不当な事項若しくは不正の行為があると認めるときは、その調査結果とその扱いを総会に報告しなければならない。

2 前号の報告に当たっては、次の各号の報告を行うものとする。

- (1) 第 10 条第 1 項の報告について、理事会が是正等を要すると認めたときの是正等の措置
- (2) 第 12 条で規定する差止請求
- (3) 第 19 条第 1 項で規定する是正または改善の措置
- (4) その他監事が必要と認める事項

(総会における説明義務)

第 14 条

監事は、総会において代表会員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監事の選任等についての意見陳述)

第 15 条

監事は、総会において、監事の選任若しくは解任または辞任について意見を述べることができる。

(事業報告の監査報告)

第 16 条

監事は、事業報告およびその附属明細書の監査を行ったときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

- (1) 監査の方法およびその内容
- (2) 事業報告およびその附属明細書が、法令または定款に従い、本会の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

(4) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨およびその理由

2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印または署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を会長に提出する。

(決算に関する計算書類の監査報告)

第17条

監事は、決算に関する計算書類（貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支計算書）の監査を行ったときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

(1) 監査の方法およびその内容

(2) 計算書類が、本会の財産および損益の状況を適正に表示しているかどうかについての意見

(3) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨およびその理由

2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印または署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を会長に提出する。

(監査報告後の再監査)

第18条

監事が第16条または第17条に係る監査報告書に是正または改善を要する事項を報告している場合、理事会は、必要と認めたときには、速やかに是正または改善の措置を講じなければならない。

2 前項の是正または改善措置を講じることに伴い、会長が事業報告または決算について所要の修正を行ったときは、改めて、監事は監査を行わなければならない。

(改廃)

第19条

本規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則

2021年3月16日 制定

2022年11月30日 改定

以上